

琉球大学千原キャンパス南上原地区画整理事業における  
福利厚生に係る土地貸付事業に関する質問への回答

(質問1) ※2頁

当該対象地の用途地域は、「第一種中高層住居専用地域」であることから居住建物を一緒に計画してもよろしいでしょうか。

(回答)

本件に係る土地の貸付は、事業用定期借地権での貸付を予定しております。従って事業用にしか使用することはできませんので、居住建物の計画は不可となります。

(質問2) ※5頁

サウンディング概要の併設不可施設に「商業施設のように不特定多数の者が出入りすることが見込まれるもののうち、国立大学等における静かな環境の下での教育研究活動の実施に支障が生じる可能性がある施設」と記載がございますが、カフェはいかがでしょうか。また、カフェ内にも様々なサービス機能を持つカフェ(例えば、ネットカフェ・猫カフェ等)もありますが、不可となる飲食店の種類はございますでしょうか。

(回答)

カフェのご提案は可としております。ただし、「第一種中高層住居専用地域」であること、保育施設・学童施設と併設すること、近隣が住宅街であることに十分配慮して下さい。

(質問3)

今後の大まかな事業スケジュールをご教示いただけますでしょうか。

(回答)

現時点では以下のとおり想定しています。

令和6年度

- ・サウンディング型市場調査を元に、企画提案型募集要項を作成
- ・公募の実施（応募書類の締切期間は1ヶ月間を予定）
- ・事業者の決定、契約等の締結
- ・事業開始（土地の貸付）

令和9年度

- ・4月1日までに保育施設、学童保育施設が利用開始できる企画提案を要望